

福井県報

号外第 90 号
令 和 7 年
12月25日(木)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

条 例

※福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（43・人事課）	3
※福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（44・市町協働課）	46
※住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（45・同）	47
※福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（46・港湾空港課）	48
※福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（47・教職員課）	49

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第43号 人事課）

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正関係

(1) 給料の改定

ア 全ての給料月額を改定することとした。（改正条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第5の2関係）

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級または4級である職員の給料月額に定額を加算することとした。（改正条例第3条の規定による改正後の別表第3関係）

(2) 諸手当の改定

ア 期末手当について、令和7年12月期の支給割合を100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第21条関係）

イ 勤勉手当について、令和7年12月期の支給割合を100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第22条関係）

ウ 令和8年度以降の期末手当について、支給割合を100分の126.25（特定幹部職員にあっては、100分の106.25）とすることとした。（改正条例第4条の規定による改正後の第21条関係）

エ 令和8年度以降の勤勉手当について、支給割合を100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）とすることとした。（改正条例第4条の規定による改正後の第22条関係）

オ 初任給調整手当について、医師および歯科医師に対する支給月額の限度額を改定することとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第8条の2関係）

カ 特地勤務手当について、採用により特地公署等に在勤することとなったことに伴い転居した職員に対して手当を支給することとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第12条の3関係）

キ 義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を改定することとした。（改正条例第3条の規定による改正後の第22条の5関係）

ク 通勤手当について、駐車料金等の支給月額の限度額を改定し、通勤のため自動車等を使用することを常例とする者であって、駐車場等を利用し、その料金を支払っている者に対して駐車料金等を支給することとした。（改正条例第4条の規定による改正後の第11条関係）

2 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、令和7年12月期の支給割合を100分の177.5に引き上

げることとした。（改正条例第10条の規定による改正後の第2条の2および第3条関係）

(2) 令和8年度以降の期末手当について、支給割合を100分の175とすることとした。（改正条例第11条の規定による改正後の第2条の2および第3条関係）

3 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正関係

(1) 多学年の学級を担当する職員の手当を廃止することとした。（改正条例第15条関係）

(2) 夜間中学業務手当を新たに設け、夜間に授業を行う学級を置く中学校に勤務する校長等に対し、日額900円を限度に手当を支給することとした。（改正条例第16条の規定による改正後の第29条の2関係）

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)ウ、エおよびク、2の(2)ならびに3の(2)は令和8年4月1日から、1の(1)イならびに(2)キおよび3の(1)は令和8年1月1日から施行し、1の(1)アならびに(2)ア、イ、オおよびカは令和7年4月1日から、2の(1)は令和7年12月1日から適用することとした。

◇福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号 市町協働課）

1 医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正に伴う新たな事務を福井市に移譲することとした。（別表関係）

2 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第45号 市町協働課）

1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、法の規定と重複する事務について削除することとした。（別表関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第46号 港湾空港課）

1 敦賀港の港湾施設の整備に伴い、新たに設置する軌道走行式荷役機械の使用料を定めることとした。（第5条、第9条関係）

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号 教職員課）

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正に伴い、教育職員に支給される教職調整額の規定の整備を行うこととした。（第3条関係）

2 この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。

条 例

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月25日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井県条例第43号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>37万1,300円</u></p> <p>（2）医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万2,100円</u></p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>37万400円</u></p> <p>（2）医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600円</u></p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>第12条の3 （略）</p> <p>2 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署または準特地公署に該当することとなった日前3年内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必</p>	<p>第12条の3 （略）</p> <p>2 職員以外の地方公務員、国家公務員またはその業務が県の事務もしくは事業と密接な関連を有する法人であつて人事委員会規則で定めるものに使用された者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署または準特地公署に</p>

要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

たは準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

別表第1から別表第5の2までを次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	号給	職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	353,800	403,200	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	355,500	405,500	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	357,100	407,700	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	358,800	409,900	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	360,400	412,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	362,100	414,400	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	363,700	416,600	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	365,300	418,900	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	366,800	420,700	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	368,500	422,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	370,100	424,500		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	371,700	426,300		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	373,300	428,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	375,100	429,900		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	376,600	431,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	378,200	433,500		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	379,500	435,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	381,100	436,600		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	382,700	438,100		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	384,200	439,600		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	386,100	441,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	388,000	442,400		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	389,900	443,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	391,700	444,900		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	393,200	446,100		
定年 前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	395,000	447,400		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	396,700	448,700		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	398,300	449,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	400,000	451,100		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	401,400	451,900		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	402,800	452,700		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	404,200	453,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	405,600	454,100		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	406,800	454,700		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	408,000	455,300		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	409,000	455,900		

37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	410,100	456,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	411,300	457,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	412,400	457,800
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	413,500	458,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	414,200	459,000
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	414,900	459,400
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	415,500	459,800
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	416,200	460,200
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	416,800	460,600
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	417,400	460,900
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	417,900	461,200
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	418,300	461,500
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	418,700	461,800
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	418,900	462,100
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	419,200	462,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	419,500	462,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	419,800	463,000
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	420,100	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	420,400	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	420,700	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	420,900	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	421,200	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	421,400	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	421,700	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	421,900	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	422,200	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	422,500	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	422,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	423,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	423,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	423,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	423,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	424,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	424,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	424,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	424,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	425,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	425,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	425,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	425,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	426,000	

別表第2(第3条関係)

警 察 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
定年前	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
再任用	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
短時間	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
勤務職員	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
以外の職員	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	

41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400
42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100		
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300		
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500		
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		

別表第3(第3条関係)

ア 教 育 職 給 料 表 (1)

職員の区分	号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1		212,900	259,800	389,400	464,700
	2		215,300	261,200	390,900	466,500
	3		217,600	262,600	392,300	468,300
	4		219,900	264,000	393,700	470,100
	5		222,100	265,400	395,100	471,800
	6		224,400	266,600	396,500	473,500
	7		226,600	267,800	398,000	475,400
	8		228,800	269,000	399,400	477,200
	9		231,000	270,300	400,700	478,900
	10		233,200	271,400	402,100	480,500
	11		235,400	272,500	403,600	482,100
	12		237,600	273,700	405,100	483,600
	13		239,800	275,000	406,400	485,100
	14		241,900	276,700	407,900	486,400
	15		244,000	278,400	409,400	487,800
	16		246,100	280,100	410,900	489,100
	17		248,200	281,800	412,300	490,300
	18		250,000	283,800	413,900	490,900
	19		251,700	286,000	415,500	491,500
	20		253,400	288,200	417,000	492,200
	21		255,100	290,400	418,200	492,800
	22		256,400	292,600	419,600	493,500
	23		257,700	294,800	421,000	494,200
	24		258,900	296,900	422,300	494,900
	25		260,100	298,900	423,900	495,500
	26		261,300	300,800	425,300	496,200
	27		262,500	302,700	426,600	496,900
	28		263,700	304,500	428,000	497,600
	29		264,800	306,300	429,400	498,200

定 年 前	30	265,800	308,200	430,700	498,900
再 任 用	31	266,900	310,000	432,200	499,600
短 時 間	32	267,900	311,700	433,700	500,300
勤 務	33	269,000	313,400	435,300	500,900
職 員	34	270,100	315,200	436,700	
以 外 の	35	271,300	316,900	438,300	
職 員	36	272,600	318,500	439,800	
	37	273,800	320,100	441,500	
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	
	41	278,500	326,600	447,700	
	42	279,500	328,500	449,200	
	43	280,500	330,300	450,400	
	44	281,400	332,000	451,600	
	45	282,000	333,600	452,800	
	46	282,800	335,500	454,100	
	47	283,600	337,200	455,300	
	48	284,400	338,900	456,500	
	49	285,100	340,600	457,600	
	50	285,900	342,300	458,800	
	51	286,600	344,000	460,000	
	52	287,400	345,700	461,200	
	53	288,200	347,400	462,400	
	54	289,000	348,700	463,600	
	55	289,700	350,000	464,800	
	56	290,500	351,300	466,000	
	57	291,200	352,800	467,100	
	58	291,800	354,400	467,700	
	59	292,600	355,900	468,200	
	60	293,400	357,500	468,700	
	61	294,100	358,900	469,200	
	62	294,700	360,500	469,800	
	63	295,500	362,100	470,300	
	64	296,100	363,500	470,800	

	135	337,700	430,800		
	136	338,000	431,000		
	137	338,300	431,200		
	138	338,500	431,500		
	139	338,800	431,800		
	140	339,100	432,000		
	141	339,300	432,200		
	142	339,500	432,500		
	143	339,800	432,800		
	144	340,000	433,000		
	145	340,300	433,200		
	146	340,500	433,500		
	147	340,800	433,800		
	148	341,100	434,000		
	149	341,300	434,200		
	150	341,500	434,500		
	151	341,800	434,800		
	152	342,100	435,000		
	153	342,300	435,200		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		247,200	288,900	348,200	436,000

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、
養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給
料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第3条関係)
イ 教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	468,200
	23	257,700	272,500	389,700	468,700
	24	258,900	273,700	390,800	469,200
	25	260,100	275,000	391,800	469,700
	26	261,200	276,700	393,000	470,200
	27	262,300	278,400	394,100	470,700
	28	263,400	280,100	395,200	471,200
	29	264,600	281,800	396,300	471,700
	30	265,700	283,800	397,500	472,200
	31	266,800	286,000	398,700	472,700
	32	267,800	288,200	399,800	473,200
	33	268,900	290,400	400,800	473,700

定年以前	34	269,900	292,600	401,900			73	300,900	358,600	437,700	
再任用	35	270,900	294,800	403,100			74	301,500	360,100	438,000	
短時間	36	272,000	296,900	404,300			75	302,200	361,600	438,300	
勤務	37	273,200	298,900	405,500			76	302,700	363,000	438,600	
職員	38	274,100	300,800	406,800			77	303,300	364,400	438,800	
以外の職員	39	275,100	302,700	407,900			78	303,900	365,900	439,100	
	40	276,200	304,500	409,100			79	304,500	367,400	439,400	
	41	277,400	306,300	410,200			80	305,100	368,900	439,600	
	42	278,500	308,200	411,500			81	305,600	370,200	439,800	
	43	279,600	310,000	412,500			82	306,100	371,500	440,100	
	44	280,700	311,700	413,600			83	306,700	372,800	440,400	
	45	281,600	313,400	414,800			84	307,300	374,000	440,600	
	46	282,400	315,200	416,000			85	307,700	375,200	440,800	
	47	283,200	316,900	417,200			86	308,100	376,400	441,100	
	48	284,000	318,500	418,400			87	308,600	377,500	441,400	
	49	284,600	320,100	419,500			88	309,100	378,600	441,600	
	50	285,400	321,800	420,500			89	309,500	379,600	441,800	
	51	286,100	323,600	421,800			90	310,000	380,700	442,100	
	52	286,800	325,300	423,000			91	310,400	381,800	442,400	
	53	287,600	326,600	424,200			92	310,900	382,900	442,600	
	54	288,400	328,500	425,300			93	311,200	384,000	442,800	
	55	289,000	330,300	426,400			94	311,700	385,100		
	56	289,700	332,000	427,500			95	312,200	386,100		
	57	290,400	333,600	428,500			96	312,600	387,200		
	58	291,200	335,500	429,700			97	312,900	388,200		
	59	292,000	337,200	430,900			98	313,300	389,200		
	60	292,600	338,900	432,100			99	313,700	390,100		
	61	293,200	340,600	432,700			100	314,100	391,000		
	62	293,900	342,300	433,500			101	314,500	391,800		
	63	294,600	344,000	434,200			102	314,800	392,800		
	64	295,100	345,700	434,700			103	315,100	393,600		
	65	295,800	347,400	435,000			104	315,400	394,500		
	66	296,500	348,700	435,300			105	315,600	395,300		
	67	297,100	350,000	435,700			106	315,900	396,200		
	68	297,700	351,300	436,100			107	316,200	397,100		
	69	298,400	352,800	436,400			108	316,400	398,000		
	70	299,100	354,300	436,800			109	316,600	398,800		
	71	299,700	355,800	437,100			110	316,800	399,800		
	72	300,400	357,300	437,400			111	317,100	400,700		
							112	317,400	401,600		

113	317,600	402,200				152		420,700			
114	317,800	403,100				153		420,900			
115	318,000	404,000				154		421,200			
116	318,300	404,900				155		421,500			
117	318,600	405,700				156		421,700			
118	318,800	406,400				157		421,900			
119	319,100	407,200				158		422,200			
120	319,400	408,000				159		422,500			
121	319,600	408,600				160		422,700			
122	319,800	409,300				161		422,900			
123	320,000	410,000				162		423,200			
124	320,300	410,600				163		423,500			
125	320,600	411,200				164		423,700			
126		411,900				165		423,900			
127		412,400									
128		413,000									
129		413,600									
130		414,200									
131		414,700									
132		415,200									
133		415,500									
134		415,800									
135		416,000									
136		416,300									
137		416,600									
138		416,900									
139		417,200									
140		417,500									
141		417,800									
142		418,100									
143		418,400									
144		418,700									
145		418,900									
146		419,200									
147		419,500									
148		419,700									
149		419,900									
150		420,200									
151		420,500									

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1		196,200	246,800	338,900	388,500	474,200
	2		197,300	251,100	340,900	389,900	482,100
	3		198,500	253,900	342,900	391,300	489,900
	4		199,600	256,600	344,800	392,700	497,600
	5		200,700	259,200	346,600	394,100	504,100
	6		202,900	260,900	348,600	395,500	509,100
	7		205,000	262,400	350,500	396,800	513,600
	8		207,100	263,900	352,400	398,200	516,600
	9		209,200	265,400	354,100	399,600	519,100
	10		211,200	267,400	355,700	401,100	521,100
	11		213,200	269,300	357,200	402,500	
	12		215,200	271,200	358,800	403,900	
	13		217,200	273,200	360,400	405,200	
	14		219,100	275,400	361,400	406,700	
	15		221,000	277,600	362,400	408,200	
	16		222,800	279,800	363,300	409,700	
	17		224,500	281,900	364,400	411,200	
	18		226,300	284,200	365,600	412,800	
	19		228,100	286,500	366,800	414,400	
	20		229,900	288,900	368,000	416,100	
	21		231,700	291,200	369,200	417,300	
	22		233,500	293,300	370,300	418,700	
	23		235,200	295,400	371,300	420,100	
	24		236,900	297,400	372,300	421,400	
定 年 前	25		238,600	299,400	373,400	422,700	
再 任 用	26		240,700	301,300	374,400	424,000	
短 時 間	27		242,600	303,200	375,300	425,500	
	28		244,500	305,100	376,300	427,000	

勤務員以外の職員	29	246,400	307,000	377,200	428,200
	30	247,500	308,500	378,000	429,400
	31	248,600	310,000	378,800	431,000
	32	249,700	311,500	379,600	432,500
	33	251,100	313,000	380,300	433,800
	34	252,400	314,500	381,000	435,200
	35	253,800	316,000	381,800	436,600
	36	255,200	317,400	382,600	438,000
	37	256,600	318,800	383,300	439,400
	38	258,100	319,700	384,000	440,800
	39	259,600	320,600	384,800	442,200
	40	261,200	321,400	385,600	443,600
	41	262,600	322,100	386,400	444,700
	42	263,900	322,600	387,600	446,000
	43	265,300	323,100	388,800	447,400
	44	266,700	323,500	390,000	448,700
	45	268,200	323,900	390,700	449,500
	46	269,500	324,400	391,700	450,300
	47	270,700	324,900	392,500	451,200
	48	271,900	325,300	393,200	452,100
	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	458,200
	59	282,700	329,500	400,800	458,700
	60	283,300	329,800	401,500	459,200
	61	283,900	330,200	402,100	459,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5(第3条関係)

ア 医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区分	号 級	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
		給	月額	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200		
	2	307,900	418,300	472,300	572,300		
	3	310,200	420,900	474,200	577,400		
	4	312,400	423,300	476,100	582,100		
	5	314,500	425,600	477,500	586,400		
	6	318,000	427,800	479,200	590,700		
	7	321,500	429,800	481,000	594,100		
	8	324,900	431,900	482,800	597,700		
	9	328,300	434,000	484,600	601,300		
	10	331,800	435,500	486,300	604,900		
	11	335,200	437,000	488,100	608,500		
	12	338,600	438,500	489,900	612,100		
	13	342,000	439,900	491,700	615,700		
	14	345,500	441,300	493,400	618,700		
	15	348,900	442,800	495,200	621,200		
	16	352,300	444,200	497,000	623,500		
	17	355,700	445,500	498,800			
	18	358,800	447,000	500,700			
	19	362,000	448,400	502,600			
	20	365,200	449,800	504,500			
	21	368,500	451,100	506,400			
定 年 前	22	371,600	452,600	508,100			
再 任 用	23	374,700	454,000	509,900			
短 時 間	24	377,700	455,400	511,700			
勤 務	25	380,800	456,800	513,300			
職 員	26	383,100	458,200	515,100			
以 外 の 職 員	27	385,400	459,500	516,900			
	28	387,600	460,900	518,400			

29	389,500	462,300	519,800
30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300

	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額 円 312,900	基準給料月額 円 356,500	基準給料月額 円 412,800	基準給料月額 円 488,500	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5(第3条関係)

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
			給料月額						
		1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
		2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
		3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
		4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
		5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
		6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
		7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
		8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
		9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
		10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
		11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
		12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
		13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
		14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
		15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
		16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
		17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
		18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
		19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
		20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
定年前		21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
再任用		22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
短時間		23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
勤務		24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
職員		25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
以外の職員		26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
		27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
		28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
		29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
		30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
		31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
		32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400

	108			347,200				
	109			347,400				
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5(第3条関係)

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	号給	職務の種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
			給料月額						
	1		221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2		223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3		225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4		227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5		228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6		230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7		232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8		234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9		235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10		237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11		239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12		241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13		243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14		245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15		247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16		249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17		251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18		253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19		255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20		257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21		259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22		260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23		261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24		262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25		263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26		264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27		265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28		266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29		267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30		267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31		268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32		269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33		270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34		270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900

	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600			76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400			77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
定 年 前	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200			78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
再 任 用	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000			79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
短 時 間	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700			80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
勤 務	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400			81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
職 員	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200			82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
以 外 の	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800				83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
職 員	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900				84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000				85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000				86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500				87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000				88	296,800	324,600	362,200	381,000			
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400				89	297,200	325,500	362,800	381,300			
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000				90	297,700	326,500	363,400	381,800			
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500				91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900				92	298,700	328,500	364,600	382,400			
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400				93	299,200	329,300	365,000	383,000			
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900				94	299,600	330,000	365,400	383,500			
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300				95	300,100	330,700	365,900	384,000			
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600				96	300,700	331,300	366,300	384,500			
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900				97	301,300	331,800	366,800	385,100			
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300				98	301,800	332,100	367,200	385,600			
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700				99	302,300	332,600	367,700	386,100			
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000				100	302,800	333,200	368,100	386,500			
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300				101	303,200	333,600	368,400	387,100			
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700				102	303,700	334,100	368,900	387,600			
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,100				103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,400				104	304,500	335,200	369,500	388,600			
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,700				105	304,900	335,600	369,900	389,200			
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,100				106	305,300	336,100	370,400	389,600			
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600				107	305,700	336,600	370,900	390,100				
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200				108	306,000	337,100	371,400	390,600				
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700				109	306,200	337,500	371,900	391,200				
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100				110	306,500	337,800	372,400					
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700				111	306,700	338,100	372,900					
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100				112	307,000	338,400	373,300					
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400				113	307,300	338,700	373,700					
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700				114	307,500	339,100	374,100					
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200				115	307,800	339,400	374,600					
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600												

116	308,000	339,700	375,100						156	319,100						
117	308,300	339,900	375,500						157	319,400						
118	308,500	340,200	376,000						158	319,700						
119	308,800	340,500	376,500						159	320,000						
120	309,100	340,700	377,000						160	320,300						
121	309,400	340,900	377,300						161	320,700						
122	309,700	341,200							162	321,000						
123	310,000	341,500							163	321,300						
124	310,300	341,800							164	321,600						
125	310,500	342,000							165	322,000						
126	310,700	342,300							166	322,300						
127	311,000	342,600							167	322,600						
128	311,400	342,800							168	322,900						
129	311,600	343,000							169	323,300						
130	311,900	343,200														
131	312,200	343,500														
132	312,600	343,700														
133	312,800	344,000														
134	313,100	344,400														
135	313,400	344,800														
136	313,700	345,200														
137	313,900	345,500														
138	314,200	345,900														
139	314,500	346,300														
140	314,800	346,700														
141	315,000	347,000														
142	315,300	347,400														
143	315,700	347,700														
144	316,000	348,100														
145	316,200	348,400														
146	316,400	348,800														
147	316,700	349,200														
148	317,000	349,600														
149	317,200	349,900														
150	317,400	350,300														
151	317,700	350,700														
152	318,000	351,100														
153	318,400	351,400														
154	318,600															
155	318,800															

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5の2(第3条関係)

福祉職給料表

職員の区分 号 紙	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
定年前 再任用	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800

短時間	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
勤務	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
職員	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
以外の職員	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
短時間	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
勤務	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
職員	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
短時間	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
勤務	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500
職員	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
短時間	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
勤務	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
職員	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
短時間	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
勤務	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
職員	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
短時間	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
勤務	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
職員	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
短時間	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
勤務	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	
職員	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	
短時間	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	
勤務	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	
職員	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800	
短時間	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000	
勤務	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300	
職員	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600	
短時間	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800	
勤務	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000	
職員	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300	
短時間	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600	
勤務	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800	
職員	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000	
短時間	66	270,300	326,700	353,100	400,400		

67	270,600	327,500	353,500	401,000					102	281,900	340,500			
68	270,900	328,300	354,000	401,500					103	282,200	340,800			
69	271,300	328,900	354,200	401,900					104	282,500	341,200			
70	271,600	329,400	354,700	402,400					105	282,700	341,600			
71	271,900	329,900	355,100	402,900					106	282,900	341,900			
72	272,300	330,400	355,500	403,400					107	283,200	342,200			
73	272,700	330,800	355,800	403,900					108	283,500	342,500			
74	273,000	331,300	356,200	404,300					109	283,800	342,800			
75	273,400	331,800	356,700	404,600					110	284,100	343,200			
76	273,700	332,300	357,100	404,900					111	284,400	343,500			
77	274,000	332,600	357,300	405,100					112	284,600	343,700			
78	274,400	332,900	357,600	405,300					113	284,900	343,900			
79	274,800	333,300	358,000	405,600					114	285,100	344,200			
80	275,100	333,600	358,400	405,900					115	285,400	344,400			
81	275,300	333,900	358,700	406,100					116	285,800	344,700			
82	275,600	334,200	359,000	406,400					117	286,100	344,900			
83	276,000	334,400	359,400	406,700					118	286,400				
84	276,300	334,700	359,800	406,900					119	286,700				
85	276,500	335,100	360,100	407,100					120	287,000				
86	276,800	335,500	360,500	407,400					121	287,200				
87	277,200	335,800	360,900	407,700					122	287,400				
88	277,500	336,000	361,100	407,900					123	287,800				
89	277,800	336,500	361,400	408,100					124	288,100				
90	278,100	336,900		408,400					125	288,300				
91	278,400	337,100		408,700					126	288,600				
92	278,700	337,400		408,900					127	288,900				
93	279,000	337,800		409,100					128	289,300				
94	279,400	338,200							129	289,500				
95	279,800	338,500							130	289,900				
96	280,100	338,800							131	290,300				
97	280,300	339,000							132	290,600				
98	280,700	339,300							133	290,800				
99	281,000	339,600							134	291,100				
100	281,300	339,900							135	291,500				
101	281,600	340,300							136	291,800				

	137	292,000					
	138	292,300					
	139	292,600					
	140	292,900					
	141	293,100					
	142	293,300					
	143	293,500					
	144	293,700					
	145	294,100					
	146	294,300					
	147	294,600					
	148	294,900					
	149	295,200					
	150	295,400					
	151	295,700					
	152	295,900					
	153	296,200					
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額 円 214,100	基準給料月額 円 254,800	基準給料月額 円 269,600	基準給料月額 円 304,400	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800

備考 この表は、障がい者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときは月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日ならびに勤務時間条例第3条第3項および勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）であって、その利用が人事委員会規則で定める基準に照</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のときは月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）の日数を指し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額および前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通</p>

らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

5 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等であって、その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）および第3項に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

(超過勤務手当)

第15条 (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて

勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円）

(2) (略)

5 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員またはその業務が県の事務もしくは事業と密接な関連を有する法人であって人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(超過勤務手当)

第15条 (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて

した勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日または勤務時間条例第3条第3項および勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

（休日給）

第16条 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）および年末年始の休日等（以下「休日等」と総称する。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第19条の2 第8条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職員のうち管理または監督の複雑、困難および責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日もしくは勤務時間条例第3条第3項および勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日または休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

した勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

（休日給）

第16条 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条および第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）および年末年始の休日等（以下「休日等」と総称する。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第19条の2 第8条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職員のうち管理または監督の複雑、困難および責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 (略) (特定職員についての適用除外) 第20条 (略) 2 第8条の2から第10条まで、第10条の3、第10条の5および第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	3・4 (略) (特定職員についての適用除外) 第20条 (略) 2 第8条の2から第10条まで、第10条の3、第10条の5、 <u>第12条から第12条の3まで</u> および第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
3・4 (略)	3・4 (略)

第3条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当) 第22条の5 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8, 600円</u> を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の例に応じて、人事委員会規則で定める。 3～5 (略)	(義務教育等教員特別手当) 第22条の5 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8, 000円</u> を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の例に応じて、人事委員会規則で定める。 3～5 (略)

別表第3を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

ア 教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	号 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1		212,900	259,800	389,400	464,700
	2		215,300	261,200	390,900	466,500
	3		217,600	262,600	392,300	468,300
	4		219,900	264,000	393,700	470,100
	5		222,100	265,400	395,100	471,800
	6		224,400	266,600	396,500	473,500
	7		226,600	267,800	398,000	475,400
	8		228,800	269,000	399,400	477,200
	9		231,000	270,300	400,700	478,900
	10		233,200	271,400	402,100	480,500
	11		235,400	272,500	403,600	482,100
	12		237,600	273,700	405,100	483,600
	13		239,800	275,000	406,400	485,100
	14		241,900	276,700	407,900	486,400
	15		244,000	278,400	409,400	487,800
	16		246,100	280,100	410,900	489,100
	17		248,200	281,800	412,300	490,300
	18		250,000	283,800	413,900	490,900
	19		251,700	286,000	415,500	491,500
	20		253,400	288,200	417,000	492,200
	21		255,100	290,400	418,200	492,800
	22		256,400	292,600	419,600	493,500
	23		257,700	294,800	421,000	494,200
	24		258,900	296,900	422,300	494,900
	25		260,100	298,900	423,900	495,500
	26		261,300	300,800	425,300	496,200
	27		262,500	302,700	426,600	496,900
	28		263,700	304,500	428,000	497,600
	29		264,800	306,300	429,400	498,200
	30		265,800	308,200	430,700	498,900

		31	266,900	310,000	432,200	499,600
		32	267,900	311,700	433,700	500,300
	定 年 前	33	269,000	313,400	435,300	500,900
	再 任 用	34	270,100	315,200	436,700	
	短 時 間	35	271,300	316,900	438,300	
	勤 務 員	36	272,600	318,500	439,800	
	職 員 以 外 の 職 員	37	273,800	320,100	441,500	
		38	274,900	321,800	443,000	
		39	276,100	323,600	444,600	
		40	277,200	325,300	446,200	
		41	278,500	326,600	447,700	
		42	279,500	328,500	449,200	
		43	280,500	330,300	450,400	
		44	281,400	332,000	451,600	
		45	282,000	333,600	452,800	
		46	282,800	335,500	454,100	
		47	283,600	337,200	455,300	
		48	284,400	338,900	456,500	
		49	285,100	340,600	457,600	
		50	285,900	342,300	458,800	
		51	286,600	344,000	460,000	
		52	287,400	345,700	461,200	
		53	288,200	347,400	462,400	
		54	289,000	348,700	463,600	
		55	289,700	350,000	464,800	
		56	290,500	351,300	466,000	
		57	291,200	352,800	467,100	
		58	291,800	354,400	467,700	
		59	292,600	355,900	468,200	
		60	293,400	357,500	468,700	
		61	294,100	358,900	469,200	
		62	294,700	360,500	469,800	
		63	295,500	362,100	470,300	
		64	296,100	363,500	470,800	
		65	297,100	365,000	471,300	
		66	297,900	366,600	471,900	
		67	298,600	368,200	472,400	

	68	299,300	369,700	472,900				105	325,000	416,600		
	69	299,900	371,200	473,400				106	325,800	417,500		
	70	300,600	372,800	474,000				107	326,600	418,400		
	71	301,300	374,300	474,500				108	327,400	419,300		
	72	302,000	375,800	475,000				109	328,100	420,100		
	73	302,700	377,300	475,500				110	328,500	420,900		
	74	303,400	378,900					111	328,800	421,700		
	75	304,100	380,500					112	329,300	422,500		
	76	304,600	382,000					113	329,800	423,100		
	77	305,200	383,400					114	330,200	423,800		
	78	305,800	384,800					115	330,600	424,500		
	79	306,500	386,200					116	331,000	425,200		
	80	307,100	387,500					117	331,500	425,800		
	81	307,600	388,800					118	332,000	426,300		
	82	308,200	390,200					119	332,400	426,600		
	83	308,900	391,500					120	332,900	426,900		
	84	309,600	392,800					121	333,400	427,200		
	85	310,200	393,900					122	333,800	427,500		
	86	311,000	395,300					123	334,200	427,800		
	87	311,700	396,600					124	334,700	428,000		
	88	312,300	397,900					125	335,200	428,200		
	89	313,000	399,100					126	335,500	428,500		
	90	313,800	400,400					127	335,800	428,800		
	91	314,600	401,500					128	336,100	429,000		
	92	315,400	402,700					129	336,300	429,200		
	93	315,900	403,900					130	336,600	429,500		
	94	316,700	405,000					131	336,900	429,800		
	95	317,500	406,200					132	337,100	430,000		
	96	318,300	407,400					133	337,300	430,200		
	97	318,900	408,800					134	337,500	430,500		
	98	319,600	409,800					135	337,700	430,800		
	99	320,400	410,800					136	338,000	431,000		
	100	321,100	411,800					137	338,300	431,200		
	101	321,900	412,700					138	338,500	431,500		
	102	322,700	413,700					139	338,800	431,800		
	103	323,600	414,800					140	339,100	432,000		
	104	324,400	415,900					141	339,300	432,200		

	142	339,500	432,500		
	143	339,800	432,800		
	144	340,000	433,000		
	145	340,300	433,200		
	146	340,500	433,500		
	147	340,800	433,800		
	148	341,100	434,000		
	149	341,300	434,200		
	150	341,500	434,500		
	151	341,800	434,800		
	152	342,100	435,000		
	153	342,300	435,200		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		247,200	288,900	348,200	436,000

- 備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円を加算した額とする。

別表第3(第3条関係)
イ 教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	468,200
	23	257,700	272,500	389,700	468,700
	24	258,900	273,700	390,800	469,200
	25	260,100	275,000	391,800	469,700
	26	261,200	276,700	393,000	470,200
	27	262,300	278,400	394,100	470,700
	28	263,400	280,100	395,200	471,200
	29	264,600	281,800	396,300	471,700
	30	265,700	283,800	397,500	472,200

	31	266,800	286,000	398,700	472,700			66	296,500	348,700	435,300	
	32	267,800	288,200	399,800	473,200			67	297,100	350,000	435,700	
	33	268,900	290,400	400,800	473,700			68	297,700	351,300	436,100	
定 年 前	34	269,900	292,600	401,900				69	298,400	352,800	436,400	
再 任 用	35	270,900	294,800	403,100				70	299,100	354,300	436,800	
短 時 間	36	272,000	296,900	404,300				71	299,700	355,800	437,100	
勤 務	37	273,200	298,900	405,500				72	300,400	357,300	437,400	
職 員	38	274,100	300,800	406,800				73	300,900	358,600	437,700	
以 外 の	39	275,100	302,700	407,900				74	301,500	360,100	438,000	
職 員	40	276,200	304,500	409,100				75	302,200	361,600	438,300	
	41	277,400	306,300	410,200				76	302,700	363,000	438,600	
	42	278,500	308,200	411,500				77	303,300	364,400	438,800	
	43	279,600	310,000	412,500				78	303,900	365,900	439,100	
	44	280,700	311,700	413,600				79	304,500	367,400	439,400	
	45	281,600	313,400	414,800				80	305,100	368,900	439,600	
	46	282,400	315,200	416,000				81	305,600	370,200	439,800	
	47	283,200	316,900	417,200				82	306,100	371,500	440,100	
	48	284,000	318,500	418,400				83	306,700	372,800	440,400	
	49	284,600	320,100	419,500				84	307,300	374,000	440,600	
	50	285,400	321,800	420,500				85	307,700	375,200	440,800	
	51	286,100	323,600	421,800				86	308,100	376,400	441,100	
	52	286,800	325,300	423,000				87	308,600	377,500	441,400	
	53	287,600	326,600	424,200				88	309,100	378,600	441,600	
	54	288,400	328,500	425,300				89	309,500	379,600	441,800	
	55	289,000	330,300	426,400				90	310,000	380,700	442,100	
	56	289,700	332,000	427,500				91	310,400	381,800	442,400	
	57	290,400	333,600	428,500				92	310,900	382,900	442,600	
	58	291,200	335,500	429,700				93	311,200	384,000	442,800	
	59	292,000	337,200	430,900				94	311,700	385,100		
	60	292,600	338,900	432,100				95	312,200	386,100		
	61	293,200	340,600	432,700				96	312,600	387,200		
	62	293,900	342,300	433,500				97	312,900	388,200		
	63	294,600	344,000	434,200				98	313,300	389,200		
	64	295,100	345,700	434,700				99	313,700	390,100		
	65	295,800	347,400	435,000				100	314,100	391,000		

- 備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円を加算した額とする。

第4条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当) 第11条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、駐車場または駐輪場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を支払っているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、人事委員会規則で定めるところにより、 <u>前項第2号または第3号</u> に定める額に加算して当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額に相当する額（その額が <u>5,000円</u> を超えるときは、 <u>5,000円</u> ）の通勤手当を支給する。 。 4～9 (略)	(通勤手当) 第11条 (略) 2 (略) 3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場または駐輪場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を支払っているもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、人事委員会規則で定めるところにより、 <u>前項第3号</u> に定める額に加算して当該駐車場等の1箇月当たりの駐車料金等の額に相当する額（その額が <u>3,000円</u> を超えるときは、 <u>3,000円</u> ）の通勤手当を支給する。
(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> （管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の106.25</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。 4～7 (略)	(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125</u> （管理または監督の地位にある職員のうち職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、 <u>100分の105</u> ）、 <u>12月に支給する場合には100分の127.5</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の107.5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～7 (略)
(勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総	(勤勉手当) 第22条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総

額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項および附則第17項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

（福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第5条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成14年福井県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号 紙	給 料 月 額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号 紙	給 料 月 額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p>

第6条 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p>

(福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 紙	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、第21条第2項および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の1	(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、第21条第2項および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

07. 5」とあるのは「100分の90」とする。

第8条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企業職員給与条例の適用除外等) 第10条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和41年福井県条例第52号。次項において「企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで <u>および第6条の3</u> の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。	(企業職員給与条例の適用除外等) 第10条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和41年福井県条例第52号。次項において「企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで、 <u>第6条の3および第17条</u> の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。
2 (略)	2 (略)

第9条 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、第21条第2項および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第22条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の3、第19条の2第1項、第21条第2項および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第10条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第21条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第22条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。

(福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第10条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(議会の議員の期末手当)</u></p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(知事等の給与および旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p><u>(期末手当)</u></p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(知事等の給与および旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>
第11条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	

改正後	改正前
<p><u>(議会の議員の期末手当)</u></p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(知事等の給与および旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に</p>	<p><u>(議会の議員の期末手当)</u></p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する議員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(知事等の給与および旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 知事等の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に</p>

、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。

5・6 (略)

、一般職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

5・6 (略)

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第12条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和46年福井県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p> <p>3 (略)</p>

第13条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当、通勤手当および寒冷地手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下この項において「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p> <p>3 (略)</p>

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第14条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(へき地学校等に勤務する職員の手当等)

第30条 へき地学校等に勤務する職員の手当は、職員（任期付短時間勤務職員を除く。）がへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項の文部科学省令で定める基準（以下この条において単に「基準」という。）を参照して人事委員会が指定するへき地学校もしくは共同調理場（以下「へき地学校等」という。）またはへき地学校等に準ずる学校および共同調理場（以下この条において「へき地学校等に準ずる学校等」という。）に勤務したときに支給する。

2～7 （略）

(教員特殊業務に従事する職員の手当)

第34条 教員特殊業務に従事する職員の手当は、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手または寄宿舎指導員が、次に掲げる業務で人事委員会が心身に著しい負担を与えると認めるものに従事したとき（教頭が第1号から第4号までに掲げる業務に従事した場合にあっては、職務の級が教育職給料表(1)または教育職給料表(2)の2級である者が従事したときに限る。）に支給する。

(1)・(2) （略）

(3) 人事委員会が定める对外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うものまたは勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条第1項の規定に基づく週休日もしくは勤務時間条例第3条第3項および勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（次号において「週休日等」という。）もしくは給与条例第16条に規定する休日等（次号において「休日等」という。）を行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、休日等または休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

(5) （略）

2 （略）

(へき地学校等に勤務する職員の手当等)

第30条 へき地学校等に勤務する職員の手当は、職員（定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を除く。）がへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項の文部科学省令で定める基準（以下この条において単に「基準」という。）を参照して人事委員会が指定するへき地学校もしくは共同調理場（以下「へき地学校等」という。）またはへき地学校等に準ずる学校および共同調理場（以下この条において「へき地学校等に準ずる学校等」という。）に勤務したときに支給する。

2～7 （略）

(教員特殊業務に従事する職員の手当)

第34条 教員特殊業務に従事する職員の手当は、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手または寄宿舎指導員が、次に掲げる業務で人事委員会が心身に著しい負担を与えると認めるものに従事したとき（教頭が第1号から第4号までに掲げる業務に従事した場合にあっては、職務の級が教育職給料表(1)または教育職給料表(2)の2級である者が従事したときに限る。）に支給する。

(1)・(2) （略）

(3) 人事委員会が定める对外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うものまたは勤務時間条例第3条第1項、第4条もしくは第5条に規定する週休日（次号において「週休日等」という。）もしくは給与条例第16条に規定する休日等（次号において「休日等」という。）を行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、休日等または休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

(5) （略）

2 （略）

第15条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手当の種類）	（手当の種類）

第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

第31条 削除

第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(24) (略)

(25) 多学年の学級を担当する職員の手当

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

(多学年の学級を担当する職員の手当)

第31条 多学年の学級を担当する職員の手当は、小学校または中学校の2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項および第3項に規定する特別支援学級を除く。）を担当する教員のうち人事委員会の定める教員が当該学級における授業または指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき、人事委員会が学級の区分に応じて350円以内で定める額とする。

第16条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手当の種類)	(手当の種類)
第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。	第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(23) (略)	(1)～(23) (略)
<u>(24) 夜間中学業務手当</u>	
<u>(25)</u> (略)	<u>(24)</u> (略)
<u>(26)</u> (略)	<u>(25)</u> (略)
<u>(27)</u> (略)	<u>(26)</u> (略)
<u>(28)</u> (略)	<u>(27)</u> (略)
<u>(29)</u> (略)	<u>(28)</u> (略)
<u>(30)</u> (略)	<u>(29)</u> (略)
<u>(31)</u> (略)	<u>(30)</u> (略)
<u>(32)</u> (略)	<u>(31)</u> (略)
<u>(33)</u> (略)	<u>(32)</u> (略)

(高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当)

第29条 (略)

(夜間中学業務手当)

第29条の2 夜間中学業務手当は、夜間に授業を行う学級を置く中学校（以下「夜間中学校」という。）に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭および講師が、夜間中学校に係る業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき900円以内の額とし、その額は、人事委員会が職員の職務の級を考慮して定める。

(へき地学校等に勤務する職員の手当等)

第30条 (略)

(高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当)

第29条 (略)

(へき地学校等に勤務する職員の手当等)

第30条 (略)

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年福井県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第5条、第6条および第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>（福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第5条、<u>第6条の3、第9条、第10条</u>および第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条および第15条の規定は、令和8年1月1日から、第4条、第6条、第9条、第11条、第13条および第16条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定および第7条の規定による改正後の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定ならびに附則第4項の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から、第10条の規定による改正後の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定および第12条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例または改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の福井県一般職の任期付研究

員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第12条の規定による改正前の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の特別職給与条例の規定による給与または改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 4 附則第2項の規定に基づき改正後の給与条例第12条の3第2項の規定を適用する場合には、適用日前に新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴い令和5年度または令和6年度に住居を移転した職員（第1条の規定による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例第12条の3第2項の規定に基づく特地勤務手当に準ずる手当を支給されていた職員を除く。）であって、適用日以後も引き続き当該特地公署もしくは準特地公署に在勤するものは、適用日以後に改正後の給与条例第12条の3第2項の規定の適用を受ける職員の例により、改正後の給与条例第12条の3第2項の規定に基づく特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月25日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井県条例第44号

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年福井県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 健康福祉部関係</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～4 （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項中「法」という。）および医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項中「政令」という。）に基づく、次に掲げる事務 (1)～(6) （略） <u>(7) 法第30条の18の4第1項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同条第2項の規定による確認に関する事務</u> <u>(8) 法第30条の18の4第4項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同項の規定による</u></td><td>福井市</td></tr></tbody></table>	事務	市町	1～4 （略）	（略）	5 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項中「法」という。）および医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項中「政令」という。）に基づく、次に掲げる事務 (1)～(6) （略） <u>(7) 法第30条の18の4第1項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同条第2項の規定による確認に関する事務</u> <u>(8) 法第30条の18の4第4項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同項の規定による</u>	福井市	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 健康福祉部関係</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>市町</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～4 （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項中「法」という。）および医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項中「政令」という。）に基づく、次に掲げる事務 (1)～(6) （略） <u>(7) 法第30条の18の4第1項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同条第2項の規定による確認に関する事務</u> <u>(8) 法第30条の18の4第4項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同項の規定による</u></td><td>福井市</td></tr></tbody></table>	事務	市町	1～4 （略）	（略）	5 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項中「法」という。）および医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項中「政令」という。）に基づく、次に掲げる事務 (1)～(6) （略） <u>(7) 法第30条の18の4第1項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同条第2項の規定による確認に関する事務</u> <u>(8) 法第30条の18の4第4項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同項の規定による</u>	福井市
事務	市町												
1～4 （略）	（略）												
5 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項中「法」という。）および医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項中「政令」という。）に基づく、次に掲げる事務 (1)～(6) （略） <u>(7) 法第30条の18の4第1項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同条第2項の規定による確認に関する事務</u> <u>(8) 法第30条の18の4第4項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同項の規定による</u>	福井市												
事務	市町												
1～4 （略）	（略）												
5 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項中「法」という。）および医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項中「政令」という。）に基づく、次に掲げる事務 (1)～(6) （略） <u>(7) 法第30条の18の4第1項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同条第2項の規定による確認に関する事務</u> <u>(8) 法第30条の18の4第4項の規定による報告の受理および知事への送付ならびに同項の規定による</u>	福井市												

<u>確認に関する事務</u>		
<u>(9)</u> (略)		
<u>(10)</u> (略)		
<u>(11)</u> (略)		
<u>(12)</u> (略)		
<u>(13)</u> (略)		
<u>(14)</u> (略)		
6～30 (略)	(略)	
5～7 (略)		

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を公布する。
令和7年12月25日
福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井県条例第45号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年福井県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3</u> (略)	<u>3</u> 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
<u>4</u> (略)	<u>4</u> 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
<u>5</u> (略)	5 (略)
<u>6</u> (略)	6 (略)
<u>7</u> (略)	7 (略)
<u>8</u> (略)	8 (略)
<u>9</u> (略)	9 (略)
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
知事以外の執行機関	事務
知事以外の執行機関	事務

教育委員会	(略)	教育委員会	(略)
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であつて規則で定めるもの	監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であつて規則で定めるもの
公安委員会	(略)	公安委員会	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を公布する。
令和7年12月25日
福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井県条例第46号

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第5条、第9条関係）			別表第1（第5条、第9条関係）		
施設名	使用料算定基礎	使用料	施設名	使用料算定基礎	使用料
1～8 (略)	(略)	(略)	1～8 (略)	(略)	(略)
9 軌道走行式荷役機械	1時間につき（使用時間が1時間を超える場合は、その超える時間30分ごとに使用料の額の半額を加算する。） コンテナ専用のもの コンテナターミナルの区域内のもの コンテナターミナルの区域外のもの <u>コンテナ専用以外のもの</u> <u>つり上げ荷重46.5トンのもの</u> <u>つり上げ荷重58.1トンのもの</u>	6万6,000円 6万4,000円 <u>6万500円</u> <u>7万6,700円</u>	9 軌道走行式荷役機械	1時間につき（使用時間が1時間を超える場合は、その超える時間30分ごとに使用料の額の半額を加算する。） コンテナ専用のもの コンテナターミナルの区域内のもの コンテナターミナルの区域外のもの <u>コンテナ専用以外のもの</u>	6万6,000円 6万4,000円 <u>6万500円</u>
10・11 (略)	(略)	(略)	10・11 (略)	(略)	(略)
備考 1～7 (略)			備考 1～7 (略)		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月25日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井県条例第47号

福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年福井県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)	(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)						
第3条 義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長および教頭ならびに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	第3条 義務教育諸学校等の教育職員のうちその属する職務の級が、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）別表第3アまたはイの1級または2級である者には、その者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。						
2 (略)	2 (略)						
3 義務教育諸学校等の教育職員（福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）第8条の規定による管理職手当を支給される者および指導改善研修被認定者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第15条および第16条の規定は、適用しない。	3 義務教育諸学校等の教育職員（給与条例第8条の規定による管理職手当を支給される者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第15条および第16条の規定は、適用しない。						
<h2>附 則</h2> <p>1 (略)</p> <p>2 紙与条例附則第24項、第28項または第29項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）附則第24項、第28項または第29項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"><tr><td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td><u>100分の5</u></td></tr><tr><td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td><u>100分の6</u></td></tr><tr><td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td><u>100分の7</u></td></tr></table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の5</u>	令和9年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の6</u>	令和10年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の7</u>	<h2>附 則</h2> <p>1 (略)</p> <p>2 紙与条例附則第24項、第28項または第29項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第24項、第28項または第29項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>
令和8年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の5</u>						
令和9年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の6</u>						
令和10年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の7</u>						

令和11年1月1日から同年12月31日まで

100分の8

令和12年1月1日から同年12月31日まで

100分の9

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する教職調整額については、改正後の第3条第1項および附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。